

陸奥湾におけるかれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針

(昭和47年11月20日制定)

(昭和49年5月27日一部改正)

(昭和57年5月26日 ")

(昭和57年7月26日 ")

(昭和57年7月30日 ")

(平成3年7月9日 ")

(平成9年7月11日 ")

(平成14年9月17日 ")

(平成18年7月6日 ")

(平成21年3月2日 ")

(目的)

第1 この方針は、陸奥湾におけるかれい固定式さし網漁業に係る調整を図り、かつ操業の秩序を確立するため、この漁業を営むものの許可等の取扱いについて必要な事項を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則(昭和43年2月青森県規則第11号。以下「規則」という。)

第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- 一 所属漁業協同組合長の副申書
- 二 使用漁具図
- 三 年間事業概要書及びこの漁業の事業計画書
- 四 許可の内容及び関係規則等に違反した場合には、ただちに操業を停止し許可証を返納する旨の誓約書
- 五 その他知事が必要と認めた書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、陸奥湾に面した市町村（外ヶ浜町からむつ市までとする。以下同じ。）に住所を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 申請時において、この漁業の許可を有する者
- 二 新規にこの漁業を営む者で、年間の漁業経営上必要と認められる者

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、陸奥湾に面した市町村に根拠地を有する総トン数5トン未満の青森県知事の登録を受けた漁船とする。

(許可をしない場合等)

第5 この漁業の違反で処分を受けた者が申請した場合及びその者と共同でこの漁業を営もうとする者が申請した場合、許可しないことがある。

(操業区域)

第6 操業区域は、陸奥湾海域とする。ただし、共同及び区画漁業権漁場の区域並びに青森港の港域を除く。

(操業期間)

第7 操業期間は、周年とする。

(制限又は条件)

第8 許可するに当たって、次の制限又は条件を付する。

- 一 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その全面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の海域で操業しないこと。
- 二 使用できる網の長さ及び船上に積む予備の網の長さは、それぞれ延べ1,000メートル以内とする。
- 三 使用する網の目合いは、105ミリメートル(3寸5分)以上とする。

四 漁具の両端に標識を設置すること。

五 使用する網は一枚網とすること。

(操業報告書の提出)

第9 許可を受けた者は、毎年12月31日までの期間に係る操業報告書を翌年2月末日までに、別に定める様式により知事に提出すること。

附則 この方針は、平成3年7月9日から施行する。

附則 この方針は、平成9年8月1日から施行する。

附則 この方針は、平成14年9月17日から施行する。

附則 この方針は、平成18年8月1日から施行する。

附則 この方針は、平成21年3月2日から施行する。

陸奥湾におけるかれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針新旧対照表（案）

新（案）	旧
<p>陸奥湾におけるかれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針</p> <p>(昭和47年11月20日制定) (昭和49年 5月27日一部改正) (昭和57年 5月26日 ") (昭和57年 7月26日 ") (昭和57年 7月30日 ") (平成 3年 7月 9日 ") (平成 9年 7月11日 ") (平成14年 9月17日 ") (平成18年 7月 6日 ") (平成21年 3月 2日 ")</p> <p>~ 略 ~</p> <p>(制限又は条件)</p> <p>第8 許可するに当たって、次の制限又は条件を付する。 ~ 略 ~</p> <p>二 <u>使用できる網の長さ及び船上に積む予備の網の長さは、それぞれ延べ1,000メートル以内とする。</u></p> <p>~ 略 ~</p> <p><u>附則 この方針は、平成21年3月2日から施行する。</u></p>	<p>陸奥湾におけるかれい固定式さし網漁業の許可等の取扱方針</p> <p>(昭和47年11月20日制定) (昭和49年 5月27日一部改正) (昭和57年 5月26日 ") (昭和57年 7月26日 ") (昭和57年 7月30日 ") (平成 3年 7月 9日 ") (平成 9年 7月11日 ") (平成14年 9月17日 ") (平成18年 7月 6日 ")</p> <p>~ 略 ~</p> <p>(制限又は条件)</p> <p>第8 許可するに当たって、次の制限又は条件を付する。 ~ 略 ~</p> <p>二 使用できる網の長さは、延べ1,000メートル以内とすること。<u>この場合、船上に積む予備の網を含むものとする。</u></p> <p>略~</p>

